



東久留米市

検索

—プレミアム付商品券—

6月1日から購入申し込みの 受け付けを開始します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すため、今年もプレミアム付商品券事業を実施します。市内在住の方を対象に、1人最大5冊まで申し込み可能（応募多数の場合は抽選）で、市内の商品券事業の登録店で使用できます。詳細は、広報6月1日号、商品券特設サイトなどで順次お知らせします。詳しくは、産業政策課☎470・7743へ。



©Tezuka Productions

プレミアム率
30%

1冊5,000円で購入する商品券で、
6,500円分（額面500円券×13枚綴り）のお買い物ができます

◆購入対象者
市内在住の方

◆購入方法

商品券の購入には事前申し込みが必要です。申し込み方法は、商品券特設サイトからのウェブ申し込み、または広報6月1日号に折り込む購入申込書（市役所、各連絡所にも設置）を使用して行います。

◆申込期間

6月1日（火）～30日（水）必着

◆使用期間

8月1日（日）～4年1月31日（月）

1冊買うと
1,500円お得

申請
不要

下水道使用料の基本料金を最大で6カ月免除します

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、市民の皆さま・事業者の方々への支援策として、下水道使用料のうち基本料金を最大で6カ月間免除します。今回の免除を受けるに当たっては、申請などの手続きは必要ありません。

詳しくは、施設建設課下水道計画担当☎470・7758へ。

◆減免対象

次のいずれかに該当する東久留米市下水道使用者（ただし、東久留米市が指定する公共施設などは除く）

- ① 3年6月1日時点で下水道を使用中の方
- ② 3年6月2日～10月または11月の検針月の定例日までに、下水道を使用開始された方

◆減免期間

3年6月検針分～11月検針分です。なお、奇数月検針と偶数月検針の方に分かれているため、減免される期間が次の通り異なります。

- ① 偶数月検針（3年6月・8月・10月の定期検針）の方は、3年5月分～10月分の6カ月間
- ② 奇数月検針（3年7月・9月・11月の定期検針）の方は、3年6月分～11月分の6カ月間

※減免期間中途での使用中止や開始により、減免期間が5カ月以下となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

図 「水道・下水道使用量等のお知らせ兼請求書」での減免の確認方法

項目	水道	下水道
使用量	50m ³	50m ³
使用期間料金	6,743円	4,532円
【内訳】基本料金	1,720円	0円
従量料金	4,410円	4,120円
消費税相当額	613円	412円

「下水道」の基本料金が「0円」の場合、減免対象となります。

◆減免内容

下水道使用料のうち基本料金（1カ月当たり10m³まで）を免除します。
※1カ月の基本料金（税込み）は、759円です。
※基本料金以外の使用料は減免になりませんのでご注意ください。
※東京都水道局が検針時に発行する「水道・下水道使用量等のお知らせ兼請求書」には、今回の減免額は表示されず、下水道の基本料金の項目に0円と表示されます（図参照）。

感染拡大防止のため、引き続き「3密の回避」「手洗い・咳エチケット（マスク着用）」等にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市公共施設の利用制限などを行っている場合があります。最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市ホームページをご覧ください（右QRコード）。



新型コロナウイルス（ワクチン）に関する記事は2面をご覧ください。